

経済安全保障推進法に係る状況について

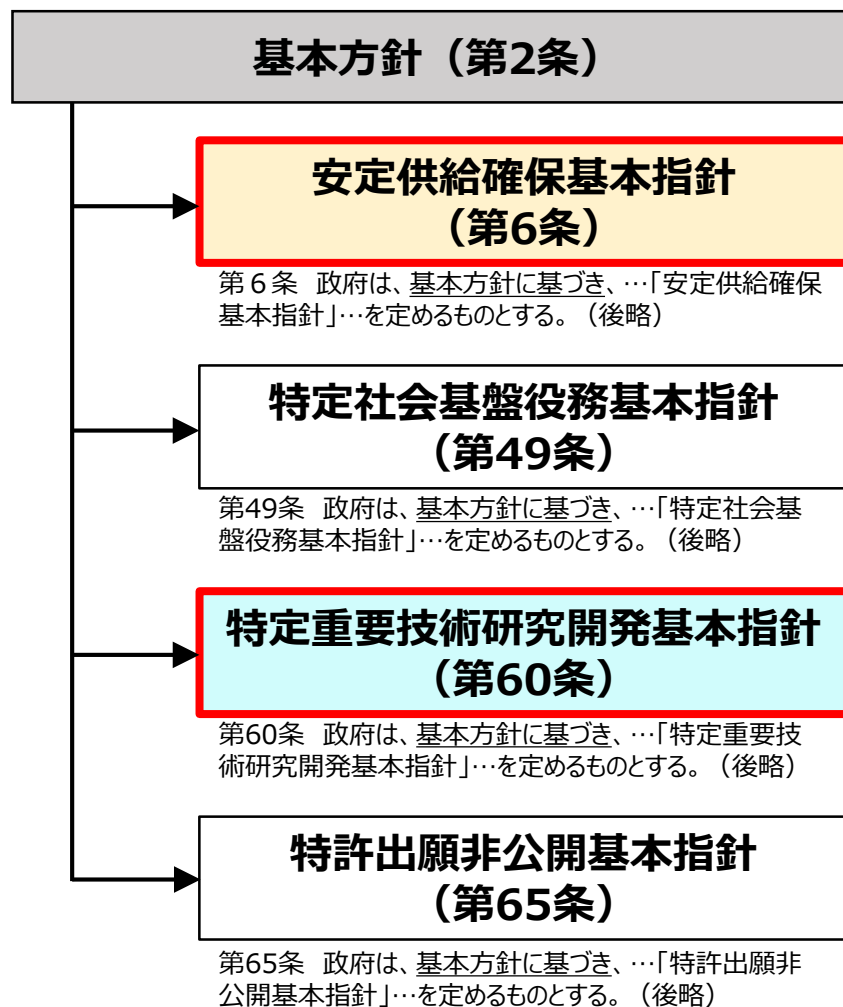
内閣府 経済安全保障推進室

2022年8月8日



基本方針と4施策に係る基本指針との関係

→ 基本方針は、4施策ごとの各基本指針を定める前提



「経済安全保障推進法」における規定ぶり

- 第2条 政府は、**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針**を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 **経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項**
 - 二 **特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項**
 - 三 **安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべき経済施策（前号に掲げるものを除く。）に関する基本的な事項**
 - 四 **前三号に掲げるもののほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項**
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。



- 本法で創設された**4施策（※）を始めとする安全保障を確保するための種々の経済施策**を全体として適切に機能させるため、**これらの施策に通ずる基本的な事項をあらかじめ明示**する。
- これをもって、**4施策ごとの各基本指針を定める前提とする**とともに、経済活動を行っている事業者等を始め**国民全体の理解と協力にも資することとするものとする**。
- これに基づき、**4施策を含む安全保障の確保に関する経済施策を、総合的かつ効果的に推進する**。

※ 本法第2章～第5章で規定されている、①特定重要物資の安定的な供給の確保、②特定社会基盤役務の安定的な提供の確保、③特定重要技術の開発支援、④特許出願の非公開の4つの施策。

第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事項

第2章 協議会の組織に関する基本的な事項

第3章 指定基金の指定に関する基本的な事項

第4章 調査研究の実施に関する基本的な事項

第5章 特定重要技術の研究開発の促進等に当たって配慮すべき事項その他特定重要技術の研究開発の促進等に関し必要な事項

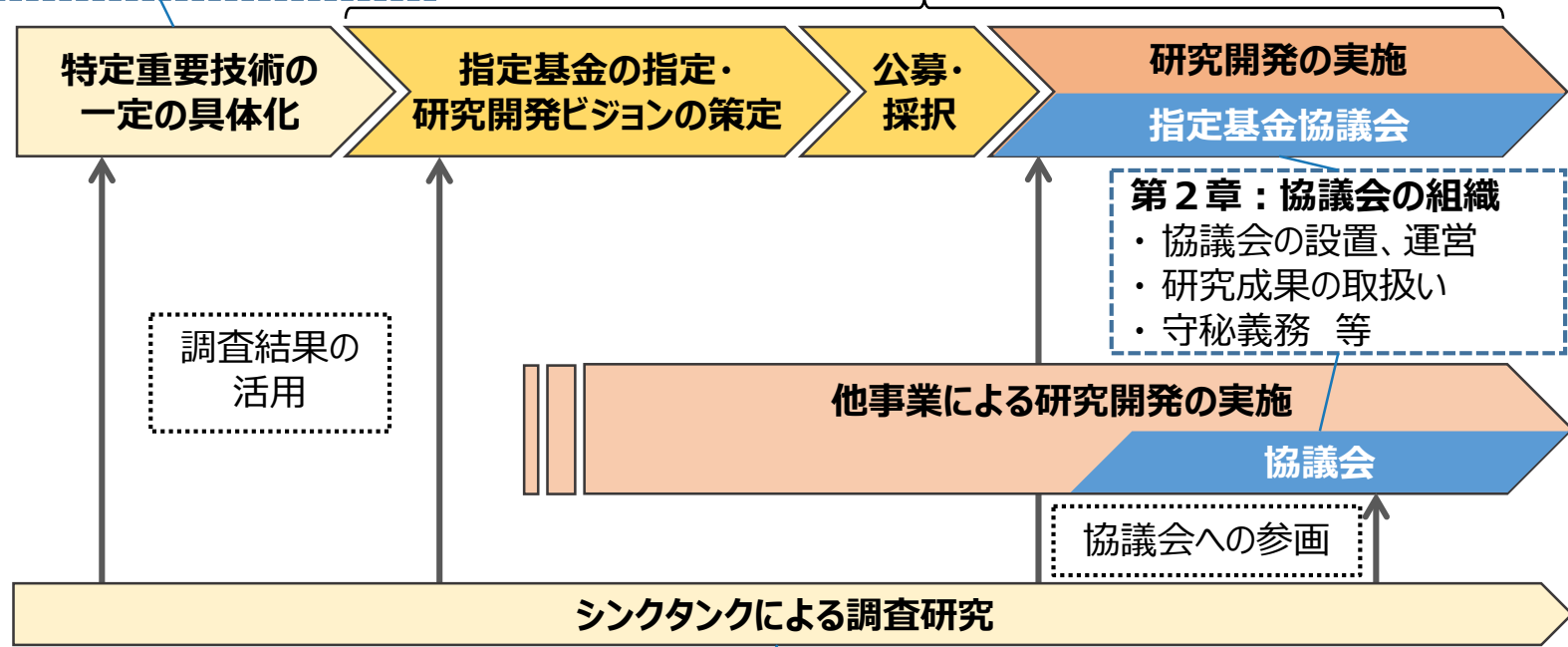
第1章：基本的な方向

- ・ 特定重要技術の定義
- ・ 調査研究を実施する技術領域
- ・ 指定基金を用いて研究開発等を実施する技術領域 等

第3章：指定基金の指定

- ・ 指定基金の対象
- ・ 指定基金の運営 等

経済安全保障重要技術育成プログラム



第2章：協議会の組織

- ・ 協議会の設置、運営
- ・ 研究成果の取扱い
- ・ 守秘義務 等

第4章：調査研究の実施

- ・ 調査実施方針の策定
- ・ 特定重要技術調査研究機関の要件 等

第5章：配慮すべき事項
その他必要な事項

第1章 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向

● 特定重要技術の定義

「先端技術」：「将来の」国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術

「特定重要技術」：「先端技術」のうち①～③のいずれかに該当するもの（複数該当もあり得る）

①【当該技術を外部に不当に利用された場合】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

⇒当該技術の適正な管理が必要

②【当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

⇒研究開発に関する情報の適正な管理や、守秘義務の求めが必要

③【当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

⇒我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要

⇒ 特定重要技術の研究開発等を図るため、国は、以下の措置を講ずるよう努める

- **必要な情報の提供**：協議会等における、専門的知見など研究開発に有用な情報の提供
- **資金の確保**：指定基金を活用した研究開発等の強力な支援
- **人材の養成及び資質の向上**：協議会、指定基金、調査研究等を通じた、関連の人材の養成と資質の向上
- **その他**：協議会等における、成果の適切な活用に資する取組

※ 特定重要技術の性質上、安全保障貿易管理への適切な対応や研究インテグリティの自律的な確保に向けた取組等に十分配慮が必要

● 調査研究を実施する技術領域

⇒ 以下の技術領域を参考にしつつ、柔軟に実施

- | | | | |
|---------------------|--------------------|----------------------|------------------|
| ○ バイオ技術 | ○ データ科学・分析・蓄積・運用技術 | ○ 脳コンピュータ・インターフェース技術 | ○ 海洋関連技術 |
| ○ 医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む） | ○ 先端エンジニアリング・製造技術 | ○ 先端エネルギー・蓄エネルギー技術 | ○ 輸送技術 |
| ○ 人工知能・機械学習技術 | ○ ロボット工学 | ○ 高度情報通信・ネットワーク技術 | ○ 極超音速 |
| ○ 先端コンピューティング技術 | ○ 量子情報科学 | ○ サイバーセキュリティ技術 | ○ 化学・生物・放射性物質及び核 |
| ○ マイクロプロセッサ・半導体技術 | ○ 先端監視・測位・センサー技術 | ○ 宇宙関連技術 | ○ 先端材料科学 |

※令和3・4年度内閣府委託事業における広範囲調査の対象領域

● 指定基金を用いて研究開発等を実施する技術領域

⇒ 経済安全保障重要技術育成プログラムの「研究開発ビジョン」において示される技術

調査研究を実施する技術領域

以下の技術領域を参考にしつつ、柔軟に実施

- | | | | |
|--------------------|-------------------|---------------------|-----------------|
| ○バイオ技術 | ○データ科学・分析・蓄積・運用技術 | ○脳コンピュータ・インターフェース技術 | ○海洋関連技術 |
| ○医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む） | ○先端エンジニアリング・製造技術 | ○先端エネルギー・蓄エネルギー技術 | ○輸送技術 |
| ○人工知能・機械学習技術 | ○ロボット工学 | ○高度情報通信・ネットワーク技術 | ○極超音速 |
| ○先端コンピューティング技術 | ○量子情報科学 | ○サイバーセキュリティ技術 | ○化学・生物・放射性物質及び核 |
| ○マイクロプロセッサ・半導体技術 | ○先端監視・測位・センサー技術 | ○宇宙関連技術 | ○先端材料科学 |

※令和3・4年度内閣府委託事業における広範囲調査の対象領域

「特定重要技術」= 協議会の組織が可能となる技術領域 (法61条の定義に該当する技術)

- 先端的技術のうち、①～③のいずれか（複数もあり得る）において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
- ①当該技術を外部に不当に利用された場合
 - ②当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合
 - ③当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合

指定基金を用いて研究開発等を実施する技術領域 (特に優先して育成すべきもの)

経済安全保障重要技術育成プログラムの
研究開発ビジョンにおいて示される技術